

議案第40号

天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）において毎事業年度生じた剰余金（利益及び資本剰余金をいう。）の処分及び欠損の処理について必要な事項を定めることにより、上下水道事業の財政的基盤を確立し、もって上下水道事業の健全な運営に寄与することを目的とする。

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、法第32条第1項の規定により、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額（当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益に相当する額を除く。）があるときは、その額を企業債の額に達するまで減債積立金に積み立てるものとする。

2 前項の規定により減債積立金に積み立てた後の残額（当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益に相当する額を除く。）があるときは、その額を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てるものとする。

3 前2項に規定する積立金（以下「積立金」という。）は、次の各号に掲げる積立金に応じ当該各号に定める目的のため積み立てるものとし、その目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的

(3) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的

- 4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定により積み立てた減債積立金及び建設改良積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れる方法により処分するものとする。
- 6 前項の規定は、当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益を処分するときについて準用する。

(資本剰余金の処分)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。

- 2 前項の資本剰余金については、次に定める方法により処分するものとする。

(1) 欠損金を埋める方法

(2) 資本金に組み入れる方法

(欠損の処理)

第4条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとする。

- 2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、管理者は、当該残額に相当する額を資本剰余金をもって埋めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。